岸本町・溝口町合併協議会 第14回会議 別添資料

1.報告事項関係資料

報告第1号関係	行政現況調書調整一覧表(条例、規則等の取り扱いについて)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
報告第2号関係	行政現況調書調整一覧表 (使用料、手数料等の取り扱いについて)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
報告第3号関係	行政現況調書調整一覧表 (諮問機関の取り扱いについて)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ~ 5
報告第4号関係	行政現況調書調整一覧表 (各種事務事業等の取り扱いについて: 下水道事業)・・・・・・	6
報告第5号関係	行政現況調書調整一覧表(各種事務事業等の取り扱いについて:学校教育事業)・・・・・・	7 ~ 8
報告第6号関係	行政現況調書調整一覧表(各種事務事業等の取り扱いについて:社会体育事業)・・・・・・	9

2.提案事項関係資料

提案第1号関係	行政現況調書調整-	- 覧表(慣行の取り扱いについて)・・・・・・・・・・・・10~11
提案第2号関係	行政現況調書調整一	-覧表(補助金、交付金等の取り扱いについて)・・・・・・・・・12
提案第3号関係	行政現況調書調整-	-覧表(国民健康保健事業の取り扱いについて)・・・・・・・・・13~17
提案第4号関係	行政現況調書調整一	- 覧表(各種事務事業等の取り扱いについて:小中学校の通学区域)・・・18
提案第5号関係	行政現況調書調整一	-覧表(各種事務事業等の取り扱いについて:学校教育事業)・・・・・19
提案第6号関係	行政現況調書調整一	-覧表(各種事務事業等の取り扱いについて:社会教育事業)・・・・・20
提案第7号関係	行政現況調書調整-	-覧表(各種事務事業等の取り扱いについて:社会体育事業)・・・・・21

	<u> </u>	T T	1		
専門部会名	総務部会	責任者	ワーキンググループ名 条例規則等の取り扱い		責任者
合併協定項目	条例、規則等の取り扱い	各種事務事業の取扱い		備考	
連番	岸本町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法
	条例、規則、規程、訓令及び告示に関すること 条例 町行政執行のための規範である条例、規則、規 町行 程、訓令の制定・改正等及びそれらの告示につ 程、 いて、適正な事務を執行する。 いて		 こ関すること 別紙、説明書による	合併印別紙、	寺に一元化する。 説明書による

幹事長専決事項

条例規則 1

条例、規則、規程、訓令及び告示に関すること(説明書)

条例、規則、規程、訓令及び告示に関すること(説明書)	溝口町	課題·問題点	調整方法
(1)条例、規則、規程、訓令、要綱の制定及び改正	(1)条例、規則、規程、訓令、要綱の制定及び改正		
は、1)宗例、規則、規程、訓令、安綱の制定及び以上 起案:担当課で起案し、総務課合議の上、町長決裁し、制定・改正	起案:担当課で起案し、総務課合議の上、町長決裁し、制定・改正		新町において、例規検討委員会等のプロ ジェクトチームの設置に向けて検討する。
条例の場合、議会議決事項となるが、必要に応じて専決処分もある	条例の場合、議会議決事項となるが、必要に応じて専決処分もある	新町での検討事項として、現在、条例、規則、規程等の原案を作成する場合、多方面にわたって検討をしなければならないため、担当者の負荷が大きい。	C. ナンコン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
補助金の要綱については、行政改革検討委員会において協議後、 決裁を受けることとなっている。		新町において、例規検討委員会のような 庁内プロジェクトチームを設置し、多方 面にわたって原案を検討する必要があ る。	
(2)条例、規則、規程、訓令の告示	(2)条例、規則、規程、訓令の告示		
町長決裁後、条例は議会通過後、告示書(かがみ)を付けて告示。議会通過後、3日以内に告示。 告示の際には、告示台帳(総務課管理)から告示番号を附番す条例、規則、規程、訓令には、条例番号等(総務課管理)を附番する。	議会通過後、3日以内に告示。 告示の際には、告示台帳(総務課管理)から告示番号を附番する。 条例、規則、規程、訓令には、条例番号等(総務課管理)を附番す	掲示板を統合する必要がある。 	両町掲示板を現行のまま利用し、掲示板を2箇所とする。分庁においては、告示の写しを掲示する。
条例、規則の告示書には、町長の直筆の署名が必要(公告式条例)	る。 条例、規則の告示書には、町長の直筆の署名が必要(公告式条例)		
条例等の施行については、施行日の定めのないものは、告示後10日経過後施行となる 公布及び公表は、次の掲示板に掲示する。 「岸本町吉長28番地13 岸本町役場構内」	条例等の施行については、施行日の定めのないものは、告示後10日経過後施行となる公布を受ける。		
「岸本町	「溝口町溝口647番地 溝口町役場構内」 (3)条例、規則、規程、訓令、要網の起案書の管理	 決裁後の起案書の管理が違う。	総務課で一括管理する。
(3) 未例、	(3) 未列、	大概後の起来音の自注が達り。	がが休し 拉自注する。
(4)町例規集の管理		溝口町は、例規サポートシステムにより例規	溝口町のシステムをそのまま利用し、合併
所有数 :100部	所有数 :100部	集の管理を実施。岸本町は未導入である。	後ホームページを利用して、住民向けに公開するシステムを追加する。
各課等へ必要部数を配布(別紙町例規集管理一覧)し、通常は各課等で管理し、加除時に総務課へ提出させる。加除:㈱ぎょうせいに随意契約。加除分の例規を一括総務課で受取り、加除日程を委託業者と調整し、各課に連絡し、役場2F図書室で加除を実施。	各課等へ必要部数を配布(別紙町例規集管理一覧)し、通常は各課等で管理し、加除時に総務課へ提出させる。加除:(株)ぎょうせいに随意契約。加除分の例規を一括総務課で受取り、加除日程を委託業者と調整し、各課に連絡し、役場内で加除を実施。例規執務サポートシステム総務課で管理している例規執務サポートシステムにより、町の条例及び規則の制定、廃止、改正の作業を行う。 データーの更新(株)ぎょうせいに随意契約		A Martin (Int. 7
(5)日本法規の管理	(5)日本法規の管理	日本法規は、合併時に一元化したい。	合併時に一元化する。
庁舎2階図書室にて、一括管理(総務課) 加除: ㈱ぎょうせいに随意契約 CDROM版の日本例規システム(事務改善委員会管理) 必要に応じ、職員に貸し出す。職員のパソコンにより閲覧する。 契約先:日本法規出版	庁舎3階総務課にて、一括管理(総務課) 加除:(株)ぎょうせいに随意契約		
(6)加除図書の管理 原則、加除が必要な図書は、役場2F図書室で管理している。加 除については、加除分の例規を一括総務課で受取り、加除日程を 委託業者と調整し、役場2F図書室で加除を実施。各課で購入し たものについては、各課対応となっているが、総務課が加除をす る際に、業者が一緒に各課をまわって加除をしている。	原則、加除が必要な図書は、総務課で管理している。加除については、加除分の例規を一括総務課で受取り、加除日程を委託業者と調整し、役場内で加除を実施。各課で購入したものについては、各課対応となっているが、総務課が加除をする際に、業者が一緒に各課をまわって加除をしている。	両町が同様のものを設置している。	両町で全体を整理し、調整する。
(7) 自治六法の管理 岸本町では、自治六法は、職員個人で購入することとしており、公費での購入はない。加除が必要な自治六法(第一法規)については、加除分を職員に補助(1,200円)しているため、所有している職員の名簿を総務課で作成し、管理している。また、これの加除分については、総務課で一括受取り、加除をする際に、職員に連絡し、役場2F図書室に集めて、業者に加除をさせている。	は、総務課で一括受取り、加除をする際に各課に連絡し、役場内で、業 者に加除をさせている。	自治六法について、岸本町は、各課用の公用の図書はなく、職員個人で購入するようになっており、追録分購入(加除分)について、補助制度がある。一方、溝口町では、各課に公用分のものが一冊購入してあり、それを加除するようになっている。	現行の公用で購入した自治六法(溝口町所有)のまま新町に移行し、効果的に配置する。

条例規則説明書 2

				I		T		T			
専門部会名	建設水道部会		責任者 小村 恵吾 ワーキンググルー		ノープ名	上水道事業(事務関係)		責任者	野口 泰彦		
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取扱い		各種事務事	業の取扱い							
連番	岸 本 町			溝 口	町		課題・問題点			調整方法	
1	指定給水装置工事事業者指定手数料	指定給	水装置工事事業	養者指定手数料				□	・岸2 元化3		より合併時に一
	町内で給水装置工事を行なう事業者を指定することにより、適正な工 事の施工を確保するもの。		で給水装置工事 施工を確保す <i>る</i>		音を指定することに	より、適正な	なって	こいるが、岸本町のみ手 E徴収している。		0	
	事務の流れ 事業者申請 基準適合審査 指定業者証交付・指定手数料徴収 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき10,000円 岸本町水道事業給水条例第30条、岸本町水道事業指定給水装置工事 事業者指定規程	事: 給水: 業:	装置工事事業者 者の指定はして	いるが、手数料	三業者証交付 科は徴収していない。 長置工事事業者に関				、町に引講いき	D指定を受 Dいさ指定を き続き指で 当 が で が で が が が き が で が で が で が で が で が で	・溝口町の両 けている業 新町においる。 業定を受けて 野にまする。 で が が が が が が が が が が が が が が が が が が

幹事長専決案件

上水使用料 3

	行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項
専門部会名	教育部会	責任者 藤井好	・ 文 ワーキンググル・	- プ名 社会教	育事業·文化振興事業	責任者	大下 修一・角田 寛幸
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸本町	溝		課是	題・問題点		調整方法
	社会教育の推進のため、教育委員会に助言する。 【委員等の構成】 学校教育及び社会教育関係者:3名 家庭教育の向上に資する活動を行う者:1名 学識経験者:2名 計6名 委員定数は6人以内とし、教育委員会が委嘱する。 【活動内容】 委員の任務(社会教育法第17条の規定による) 社会教育に関する諸計画の立案 教育委員会の諮問に応じ意見を述べる 必要な調査研究を行う 社会教育委員会:年3回開催 任期:2年(平成14年4月1日~平成16年3月31日) 補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。	社会教育委員 【目的】 社会教育の推進のため、教育 【委員等の構成】 学校教育及び社会教育関係者 学庭教育の向上に資する活動学 学識経験者:6名 計15名(公野 学識経験者:6名 計15名(公野 子部経験者、6名 計15名(公野 委員定数は15名とし、教育 【活動内容】 委員の任務(社会教育法第1 社会教育(基別等) 必要な調査研究を行い 社会教育委員会:年2回開係 任期:2年(平成15年4月1日 補欠委員の任期は前任 【委員報酬】 日額5,500円	: 1名 を行う者:8名 民館運営審議委員と兼ねている) 委員会が委嘱する。 7条の規定による) 計画の立案 応じ意見を述べる う 誰 日~平成17年3月31日)	ある。 2 溝口町は社会 民館運営審議 るが、岸本町 (参考) 委員構成の内 教育関係者、	会議回数及び報酬に違いが 教育委員全員(15名)が公 会委員(15名)と兼ねてい は兼ねていない。 訳者数(学校教育及び社会 家庭教育の向上に資する活 学識経験者)は、法令等の		こより合併時に一元化する。 いては、別に調整する。
2	館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するために設置。 【委員等の構成】 ・学校教育及び社会教育関係者14名 ・家庭教育の向上に資する活動を行う者3名 ・学識経験者3名 計20名 委員定数は20名以内とし、法第30条第1項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。 【活動内容】 ・審議会数:年2回 ・任務:公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する。 (社会教育法第29条) ・任期:1年(平成15年4月1日~平成16年3月31日) 補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。 委員が法第30条第1項に規定する者に該当しなくなった場合又は特段の事情が生じた場合は、任期中であっても解嘱することができる。	施につき調査審議するために 【委員等の構成】 ・学校教育及び社会教育関係で ・家庭教育の向上に資する活動・学識経験者6名 計15名(社会 委員定数は15名とし、法第30のうちから教育委員会が委嘱 【活動内容】 ・審議会数:年2回 ・任務:公民館の各種事業のに (社会教育法第29条) ・任期:2年(平成15年4月1日 補欠委員の任期は前任に 委員が法第30条第1項に	第1名 加を行う者8名 教育委員と兼ねている) 0条第1項に規定する者 はする。 企画実施につき調査審議する。 日~平成17年3月31日) 者の在任期間とする。 記規定する者に該当しなくな 情が生じた場合は、任期中	2 溝口町は社会教 民館運営審議会 いるが、岸本町 (参考) 委員構成の内訳者 教育関係者、家庭	期及び報酬に違いがある。 育委員全員(15名)が公 会委員(15名)と兼ねて 」は兼ねていない。 音数(学校教育及び社会 音教育の向上に資する活 践経験者)は、法令等の		より合併時に一元化する。 ては、別に調整する。

幹事長·諮問機関

行政現況調書調整一覧表	
-------------	--

専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググルー	 プ名	社会教育事業·文化振興事業	責任者	大下 修一・角田 寛幸	
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い	各種事務	事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	1	溝 口	町		課題・問題点		調整方法	
3	文化財専門委員会 [目的] 文化財保護法第98条第2項に基づき設置する。 専門委員は文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申するとともに、このために必要な調査研究を行う。 [委員等の構成] 専門の学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 定数6名以内(2名欠員) [活動内容等] 文化財専門委員会を年2回開催し、町民に本町にも数多(の文化財があることを周知し、関心を持たせるためにはどのような方法が良いのか話し合う。 任期 4年 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 期間 平成13年4月1日~平成17年3月31日 [委員報酬] '@5,300円/回	審議会は、	第138条の4第3項に基 委員会の諮問に応じ 3重要事項について 項に関して教育委員 経験を有する者のうち (会長1名 副会長14 審議会を年4回開催し	て、文化財の保存及調査審議するととも会に建議する。 多から教育委員会が名) 、町民に本町にも数多くを持たせるためにはどの 残任期間とする。	付属機 町の財 設 る る る る る る る る る る の の の の の の る る る る の る る る る の	の審議会は、地方自治法に基づき 関として設置されているが、岸本 員会は、文化財保護法に基づき文 保護及び活用のための措置として れている。 任期及び報酬に違いがある。 には会長・副会長職があるが、岸 はない。 審議会の開催回数に違いがある。		より合併後に新たに定める。	

5

幹事長専決事項

幹事長·諮問機関

行政現況調書調整一覽	覧表
------------	----

専門部会名	建設水道部会	責任者	小村恵吾	ワーキングク	ブループ名	 下水道事業(事務関係)			責任者	———————— 井本達彦
合併協定項目		各種事務事		1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	備考			
連番	岸 本 町	溝	П	町		課題・問題点			調整	方法
1	基準に適合した排水設備を設置させるため、排水設備工事指定業者を指定するもの。 指定期間 平成17年4月24日まで(2年間)	非水設備指定工事 基準に適合した 非水設備工事指定 指定期間 平成19 呆証金 200, 現在の指定店数	排水設備を 業者を指定 年5月7日ま 000円	で(5年間)	岸本町 2: 溝口町 5:	それぞれの町で違っている 年間 年間 ぞれ指定を受けている工事		る。 (指) 要か めに て指	定期間が違うの ある。指定店 も 2 年間とし	合併時に一元化す つで、統一する必 をよく把握するた 、新たに新町とし 金については現行

6

幹事長専決案件

下水道

	行政現況調書調整一覧表					幹事	長専決事項
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好	文 ワーキンググル・	ープ名 学校教育事業	責任者	三宅 祐志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事	業の取扱い	25-37 学校教育事業	備考		
連番	岸 本 町		溝口	町	課題・問題点	調整	方法
1	子供を生み育てやすい環境を整備する。 【内容等】 私立幼稚園に在園する世帯の第3子以降の園児にか かる保育料の額を1/2に軽減する幼稚園に対し県と町	保育料を軽減するこれでは、 保育料を整減するででできます。 子供を等するは、 不可ができます。 「一個では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	園により、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	第3子以降の園児に係る 護者の経済的負担を軽減し 備する。 第3子以降の園児にかる幼稚園に対し県と町る。 県負担1/4 町負担1/4) 補助 づき、私立幼稚園の代 補助金を交付する。 2月×1/4=54,000円/人	岸本町では住民環境課が所管し、溝町では教育委員会が所管している。 (参考) 鳥取県総務部教育・学術振興課所管	口 現行どおり新町に 所管部局は、町長	- · · · · · · ·
2	国語によるコミュニケーション能力 (聞くこと・話すこと)など、国際社会に生きる日本人として必要な資質・能力を身に付けさせる。 【内容等】 (財)自治体国際化協会の斡旋を受け、英語圏の	解国す資【 外のおおり おりゅう おりゅう おりゅう おうしょう おうしょう おうしょう おうしょう おうしょう おうしょう おいっとう おいっとう おいっとう おいっとう おいっとう おいっとう はいっとう はいいっとう はいっとう はいいっとう はいっとう はいいっとう はいまままします はいままします はいままままします はいままします はいまままます はいまままます はいまままます はいままままます はいまままします はいまままままます はいまままます はいままままままます はいままままままままます はいまままままままます はいまままままままままま	導教ニ際寸 際、)溝中小(外特地(雇の旨助育ケ社さ 化中 期口学学実国別域公用募が手に一会せ 協学 間中校校施語活に民期集記を参シにる 会校月月 H学ににし教動お館間要載配画ョ生る。 のに額額う5.校おおて員まけでに綱し置さンき 斡配3345ち8. けけいに課るのでにて	し、英語教院 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	○ 両町で報酬、借家の家賃補助 及び就業内容が異なっている。	1 配置については、	ては、岸本町の に一元化する。 育委員会協議済 16年2月20日

7 学校教育

	行政現況調書調整一覧表						幹事	事長専決事項
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググル-	ープ名	学校教育事業	責任者	三宅 祐志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事	業の取扱い	25-37 学校教育事業		備考		
連番	岸本町		溝 口	町		課題・問題点	調素	整方法
3	教育研究団体 【目的】 岸本町学校職員、給食センター職員及び教育委員会事務局職員をもって教育研究団体を組織し、職員相互の親睦を図り協力して教育の向上に努めることを目的とする。 【内容等】 岸本町教育研究協議会の設置 1 組織	員ででは、	保言力 会 給 長 学 保 引 (持 は 育っし の 食保 校教小 長 部 回 助職教教 置 ン所 健課の 名) り 金員育育 夕職 題連 監 保 の 一員 学 携 い (4 の) り 金 (4 の) り 金 (5 の) り 金 (7 の) り 金 (7 の) り ま (選員 文化センター職員 教育委員会事務局職員 受全 学校事務 D児教育 障害児教育	る。 2 溝口町 補助金 3 岸本町	組織及び事業内容等が異なってには教育振興会に対して80,000円の会を交付している。 は教育研究協議会の運営事務費を会計から支出している。	を図る。	町の例を基に一元化 にいた教育振興会補助金 置営経費で対応可能である。
4	学校図書に関すること 【目的】 学校において、図書、視聴覚教育の資料その他 学校教育に必要な資料を収集し.整備し、および 生徒および教育の利用に供することによって、学 校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生 徒の健全な教養を育成することを目的とする。 【内容等】 学校図書の蔵書状況(平成14年3月末)	学校おお育なの展を と	図書、視聴覚 資料を収集すると 開にすることを 状況(平成14年 10,904 冊 3,562 冊 14,466 冊 司書教員補助員と で雇用) 900円	牧育の資料その他 整備し、および ことによって、学 とともに、児童・生 を目的とする。 〒3月末 分校含む) 計(児童1人当り41冊) 計(生徒1人当り20冊)	いては、県 を活用(10割 16年度で事業	司書教員補助職員雇用につ の緊急雇用特別対策事業 削補助)しているが、平成 業が打ち切られるため、 の雇用となる。	(参考)	

8

学校教育

行政現況調書調整一覧表

専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググルー	- プ名 - イ	社会体育事業			責任者	中島 寛	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い 25-40 社会体育事業			備考						
連番	岸本町	溝 口 町			課題・問題点				調整方法		
1	設を開放し、もって地域スポーツの普及と振興を図り、併 せて学校を中心として地域住民の連帯感の確立を図ること	の設せを【 2 2 3 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	は が が が が が が が が が が が が が	ざ 分校は開放していない。 プールは開放していない。	なし。			溝口	コ町の例により)合併時に一元化する。	

幹事長専決事項

社会体育事業 9

	门以况ル则首则是《見仪 ————————————————————————————————————								NEH CKKI	· 女派山来门
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキングク	ブループ名	慣行の取り扱い			責任者	若林成人
合併協定項目	慣行の取り扱い	各種事務事	業の取扱い				備考			
連番	岸本町	湋	場 口	町		課題・問題点			調整	至方法
1	岸本町のシンボル、町民歌等象徴を定める。 1.町民憲章(昭和54年3月17日制定) 1 自然を大切にし、きれいな町をつくりましょう 1 健康で仕事にはげみ、明るい家庭をしまっけましょう 1 和やかで助けあい、親切な心を育てましまう 1 和やかで助けあい、親切な心を育てましまう 1 和やかで助けあい、親切な心を育てましまう 1 和やかで助けあい、親切な心を育ましまう 1 和ので助けるの本でを築きまします。 2 ・町章(昭和31年3月9日制定)に学本」を図案化して、上に向かって伸びるましまらの。3・町の本の大のでものの。3・町の本に、上に向かって伸びる町の本に、上に向かって伸びる町の本にの関いたものでは、上に向かって伸びる町の本にの関いたものでは、上に向かって伸びる町の本にの関いたものでは、上に向かって伸びる町の本には、上に向かって伸びるの、第一のでは、上に向かって伸びる。第一のでは、上に向かって伸びる。第一のでは、上に向かって伸びる。第一のでは、上に向かって伸びる。第一のでは、上に向かって伸びる。第一のでは、上に向かっては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	可くい たを豊う打す」 打無打じ打かぞ言句尊民しに ち楽か。章るに の の の歌く言の重憲た手 はしで (満合 木 花 歌「ち 年の章ちを 夢む住 昭口わ ((わ音 12町(は取 と町み 和町せ 昭 昭が頭核月宣昭清り 希てよ 3007 利 利ま」兵11宣	148年9月2日 148年9月2日 148年9月2日 148年9月2日 159年日 159年日	5日制定 のきずいは まいっ のか、美力) にのきずいがは、 にのか、美力) にのか、美力) にのか、美力) にのか、美力) にのか、美力) にのか、美力) にのか、美力)ののは にのか、美力)ののののである。 にのか、美力)のののである。 にのか、美力)のののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)ののである。 にのか、美力)のである。 にのか、美力・ののである。 にのか、美力・ののである。 にのか、美力・ののである。 にのか、美力・ののである。 にのか、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	花てうの民のよコー	岸	Dまちづく がある。 発足と同時 いばならな ジカラーを	りについに必要かどい。ののでは、新町	後、早期に一	
2	とおり) 町が実施する儀式等(総務課所管分) ・定例条例表彰式 ・名誉町民称号贈呈式 ・町政施行記念式典 町が実施する儀式においては、名誉町民及び特別功労者を招待する 名誉町民章:名誉町民条例に規定(図案(色	Ĵ) 実施する儀式 彰式(行政事績 善町民称号贈 政施行記念式	:等(総務課 務説明会時 望呈式 は典 においては る 記規定		特に問題な	U -		合併	後に一元化す	వ 。

1 0

慣行

儀式、表彰の明細

_儀式、表彰の明細			
岸本町		課題·問題点	調整方法
(1) 儀式 町の記念する事業や恒例となっている儀式等 総務課所管分 岸本町定例表彰式 各年度 3月31日 (岸本町が昭和31年3月31日に合併した日に挙行)	(1) 儀式 毎年度、行政各分野における功労者を表彰する 溝口町表彰式 各年度 5月(行政事務説明会時に) ・ 功労表彰 ・ 善行表彰	表彰式については、開催時期が違う。 新年祝賀会(名刺交換会)は溝口町では行っていない。	
町制施行記念式典 ・町制施行の区切りの年に記念式典を挙行する 過去の例:25周年、30周年、40周年等 予定:50周年記念式典を平成16年11月下旬~12月上旬	町制施行記念式典 ・町制施行の区切りの年に記念式典を挙行する 過去の例:25周年、30周年、40周年等 予定:50周年記念式典を平成16年12月上旬		
新年祝賀会(名刺交換会) 毎年1月5日ごろ開催。会費徴収(事務局:総務課) 終了後、新年会。会費徴収(議会と総務課で輪番制で幹事)			
(2) 主彩	(2) 主会		
(2)表彰 公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績ある者に 対して、岸本町名誉町民の称号を送り、称える。また、本町の自治 の振興、町民福祉の増進及び町の産業等の発展について貢献した 者又は、模範となる行為のあった者を表彰して、町の発展を促進す る。	(2)表彰 公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績ある者に対して、溝口町名誉町民の称号を送り、称える。また、本町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業等の発展について貢献した者又は、模範となる行為のあった者を表彰して、町の発展を促進する。	ているが、表彰種別、表彰基準に違いがあ	
岸本町名誉町民:町長が岸本町名誉町民選考審議会の審議を経て、 で、町議会の同意を得て決定する。	 溝口町名誉町民:町長が溝口町名誉町民選考審議会を経て、町 議会の同意を得て決定する。 功労表彰:町議会議員12年以上、町議会議員、教育委員、監査		
特別功労表彰:本町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業、文化の発展について、特に功労の顕著であった者について、議会の議決を経て町長が行う。	委員、選挙管理委員、農業委員、固定資産評価審査委員等を通じて15年以上在職した者 ・町長以下職員、消防団長、町立学校長以下職員で特に功労の あった者		
功労表彰:本町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業、 文化の発展について、多年功績のあった者について表彰審議会の 審議を経て、町長が行う。	・個人で100万円以上の金品を寄附、その他特に公益及び町民の 福祉増進の功労者 これらについて、表彰審議会の答申を経て、町長が行う。		
善行表彰:該当する者について、表彰審議会の審議を経て町長が行う。 ・町民の模範となるような善行をした者	善善善行表彰:本町の町政の振興、町の公益、町民の福祉増進等について、善行のあった者について、満口町表彰審議会の答申を経て決定する。・個人であって、町の公益、町民の福祉増進に尽力し、又は公務を		
・町の公益のために50万円以上の金品を寄附した個人又は100 万円以上の金品を寄附した団体 勤続表彰:次に該当する者について表彰審議会の審議を経て町	助け、その業績が多大な者、文化振興に寄与してその業績が多大 な者 ・個人であって、20万円以上の金品を寄附、又は模範となるような		
長が実施する。 ·町の職員であって20年以上勤続した者 ·町立小学校及び中学校の県費負担職員で10年以上勤続した者	善行をした者 これらについて、表彰審議会の答申を経て、町長が行う。		

慣行説明 11

専門部会名	産業経済部会	責任者 梅原 久義 ワーキングク	ブループ名 農林水産事業	責任者 田村茂樹
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い	各種事務事業の取 扱い	備考	
連番	岸本町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法
1	補助率 5割 1.対象事業費10万円以上120万円以下。 事業主体 土地改良区 補助率 3割 1.対象事業費10万円以上120万円以下。		補助対象事業費 岸本町10万円以上120万円以下 満口町 国県の補助金事業の対象外となる工事 補助率 岸本町 団体50% 土地改良区30% 満口町 農道60% 水路55%	合併時に一元化するものとする。 化案 事業主体 団体等 助率 農道事業60% 水路事業55% 業費 10万円以上120万円以下 事業主体 土地改良区 動率 30% 事業費 10万円以上120万円以下
2	'土地改良事業(農業用施設災害復旧) (目的) 災害により被災した、団体及び土地改良区が管理する農業用施設で、補助災害に該当しないもので、復旧する施設に対し補助金を交付し、施設管理費の軽減を図る。 (内容等) 対象事業 農業施設 事業主体 団体等 土地改良区 補助率 50.0% 30.0%	該当なし	溝口町では制度なし。 <u>一元</u> 対: 事:	本町の例をもとに一元化する。 化案

協議会提案事項

土地改良補助金 12

	行政現況調書調整一覧表								協諱	会提出案件
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググ	ループ名	国民健康保険事業の取扱	ξ ι 1		責任者	石本
合併協定項目	21国民健康保険事業の取扱い	各種事務事	業の取扱い	·			備考		·	
連番	岸本町		溝 口	町		課題・問題点	.		調惠	整方法
1	納税義務者 ・国民健康保険の被保険者である世帯の世帯主 賦課期日及び本算定月 ・賦課期日(4月1日) ・本算定月(6月) 納期 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第3期 9月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月31日まで 第6期 翌年1月4日から同月31日まで 第6期 翌年3月1日から同月31日まで 第7期 翌年2月1日から同月31日まで 第8期 翌年3月1日から同月31日まで 第9期 4月1日から同月30日まで 第9期 4月1日から同月31日まで 税率(4按分方式 (医療分) (介護分) ・所得割 6.55% ・所得割 0.81% ・資産割 36.37% ・資産割 6.14% ・均等割29,900円 ・均等割 6,300円 ・平等割25,500円 ・平等割 3,700円 【所得割】 前年の総所得金額及び山林所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)した金額に税率を乗じて 得2産割】 被保険者の当該年度固定資産税(土地・家屋	は、	算1 かかか1 内1日 党が 式 %%円円 額万 年で】原 金 の00円 の00円 第1日 第1日日 第1日日 第1日日 第1日日 第1日日 第1日日 第1日日	lまで lまで 31日まで 5生した場合 28日まで 31日まで 更正(翌年度課税) まで	保正・率国見介律た後通税両(民込護を、金属の関係では、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	少ないと1回当りの負担額が 異動更正を納期に合わせて7 発行までの期間が長くなる。	行なうため、 必要額見込る 割)を保健人 送本が明して の必要単価 の納付費用の	。また、被 届出から更 みを算出し税 しているが、 出金等の必 ではない。 「(全国一	をもとに合併後にし、納期について	は岸本町の例によ

国保 賦課、税率等 13

行政現況調書調整一覧表

						一切 放 云	
専門部会名	税務出納部会	責任者 金田	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱	161	責任者	石本
合併協定項目	21国民健康保険事業の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸本町	溝 口 町		課題・問題点		調整方	法
1	保険税の減額 被保険者均等割及び世帯平等割を減額。 【7割軽減】 総所得金額等の合算額が33万円以下の世帯 【5割軽減】 総所得金額等の合算額が33万円に被保険者(世帯主を除く)1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯であり、軽減要件に該当する世帯 保険税率の算定 【医療分】 1世帯当たりの賦課額(軽減前)を平均17万円とりの定方とする。 【介護分】 1世帯当たりの賦課額(軽減前)を平均17万円とりの変分とでする。 【介護分】 1世帯当たりの単価(全国一律)を設定するため、その単価に基づいて算定を行う。 (根拠法令) 地方税法 第703条の4 岸本町国民健康保険税条例 第1条~第16条	制世帯主以外の世帯主を含む)1½を加算した金額を超えない世帯でに該当する世帯 保険税率の算定 【医療分】 国保会計に占める必要税収を算基に算定を行う。 【介護分】	等割を減額。 以下の世帯 に被保険者(世を加算した金額 に被保険者(擬してである)、軽減要件 出し、その額を は全国一律)を				

14

協議会提出案件

国保減額、算定等

行政現況調書調整一覧表

	行政現況調書調整一覧表								協議会排	是出案件
専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキン	ググループ名	国民健康保	段事業の取扱い		責任者	景山祐子
合併協定項目	21国民健康保険事業の取扱い	各種事務	事業の取扱い				備考			
連番	岸 本 町	ì	黄 口 町		課題・問題点			調整方法		
2	国保財政調整基金の取扱い H16年2月末基金残高 46,102,411円 (H16年12月末見込基金残高 68,131千円) 基金保有割合 13.25% (3年間の保険給付費・老人保健医療 費拠出金に占める割合) 一人当たり基金保有額 24,561円 一人当たり医療費 181,833円 (平成14年度一般被保険者分(若人)) 一人当たり老人保健拠出金額 114,654円 被保険者数(平成15年3月末現在) 一般被保険者(若人) 1,083人 一般被保険者(老人) 794人	基金保有割合 (3年間の保 費拠出金に 一人当たり基金 一人当たり医療 (平成14年度一 一人当たり老の	41,358,338円 見込基金残高 82,1 48.989 険給付費・老人保信 こ占める割合) 金保有額 83,743円 養費 224,203円 般被保険者分(若 人保健拠出金額 159,455円 平成15年3月末現在 皆(若人) 80	% 建医療 引 人))		医療費の状況	5る。 记、保険税率など を行う必要がある。	現行のとおり	りを新町に引き	継ぐ。
3	《対象者》 国保被保険者35~70未満 《委託先》 博愛病院、大山リハ、飛田医院 《内 容》 35歳以上70歳未満:日帰り人間ドック 50歳以上70歳未満 :日帰り人間ドック+脳ドック(頭部CT)	・60歳年 日 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	世界 (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) 頭部MR) 000円 000円 000円	理栄養 れば個 溝口町は、人 保健事業として	の歳ら50・55・60 病院、払時時体詰詰いる 間に 大田がに は 男子 別 ドルス 大田がにに 異送送果を して いまり は いましま は しょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしんしんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしんしん はんしんしんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしん	の被保険者 八、飛田医院 院 る ム る み が、保健師、管 分析し必要であ	のとする。た7 て行なうもの	町の例をもとに だし、事業は、 とする。	

国保基金 15

国民健康保険税率等比較資料1

【平成15年度国民健康保険税率】

単位:%・円

(医療分)	岸本町	溝口町	(介護分)	岸本町	溝口町
所得割	6.55	6.41	所得割	0.81	0.84
資産割	36.37	35.65	資産割	6.14	7.18
世帯平等割	25,500	19,000	世帯平等割	3,700	3,400
被保険者均等割	29,900	22,400	被保険者均等割	6,300	6,100

1. 平成15年度当初賦課(6月1日)における国保税賦課額(調定額)が両町の税率に置き換えた場合の賦課額比較

岸本町の賦課額を溝口町の税率で算出した場合の参考賦課額

溝口町の賦課額を岸本町の税率で算出した場合の参考賦課額

単位·円

単位∶円

			구반기
	本賦課額	参考賦課額	比較増減
医療·一般分	136,509,292	120,005,065	-16,504,227
医療·退職分	35,608,208	31,024,635	-4,583,573
医療合計	172,117,500	151,029,700	-21,087,800
1人あたり	74,060	65,127	-8,933
介護·一般分	8,903,763	8,842,121	-61,642
介護·退職分	2,405,137	2,669,979	264,842
介護合計	11,308,900	11,512,100	203,200
1人あたり	16,557	16,123	-434

			+1111
	本賦課額	参考賦課額	比較増減
医療·一般分	90,822,538	103,833,301	13,010,763
医療·退職分	20,817,762	24,379,799	3,562,037
医療合計	111,640,300	128,213,100	16,572,800
1人あたり	55,876	63,883	8,007
介護·一般分	5,536,645	5,413,623	-123,022
介護·退職分	1,732,555	2,011,577	279,022
介護合計	7,269,200	7,425,200	156,000
1人あたり	15,401	14,588	-813

1人あたりの額は、軽減額及び限度超過額を引いた後の総賦課額を被保険者数で割った数値

岸本H15年度単年度収支見込(介護を除く) 17,544千円

溝口H15年度単年度収支見込(介護を除く) -40,965千円

2. 平成15年度の両町の当初賦課額を合算し、岸本・溝口が1つの町として考えた場合の必要税率

【参考税率】

単位∶%・円

(医療分)	必要税率	(介護分)	必要税率
所得割	6.48	所得割	0.85
資産割	36.23	資産割	6.72
世帯平等割	22,200	世帯平等割	3,800
被保険者均等割	26,500	被保険者均等割	6,500

国保比較1 16

国民健康保険税率等比較資料2

国民健康保険税年度別一覧(介護分を除く)

左庇			岸本町			溝口町								
年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額				
平成10年度	4.98%	32.49%	28,100 円	24,900 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円				
平成11年度	5.12%	32.50%	29,200 円	25,500 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円				
平成12年度	5.40%	35.33%	29,700 円	25,500 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円				
平成13年度	5.91%	34.18%	29,700 円	25,500 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円				
平成14年度	5.79%	32.68%	29,900 円	25,500 円	530,000 円	5.07%	39.32%	26,100 円	23,200 円	530,000 円				
平成15年度	6.55%	36.37%	29,900 円	25,500 円	530,000 円	6.41%	35.65%	22,400 円	19,000 円	530,000 円				

国民健康保険財政調整基金年度別比較

(単位:千円)

平成1年度 0 0 49 平成2年度 0 0 0 49 平成3年度 0 0 0 49 平成4年度 0 0 0 49 平成5年度 0 0 0 39 平成6年度 0 0 0 30 平成7年度 0 989 0 30 平成8年度 0 789 0 37 平成9年度 0 199 0 37 平成10年度 0 0 8,000 29 平成11年度 0 8,000 29 平成12年度 8,111 0 38						溝口町						
平 岌	新規積立金	利子繰入金	取り崩し額	現在額	備考	新規積立金	利子繰入金	取り崩し額	現在額	備考		
平成1年度	0	0	0	49,970		5,4	45	0	18,577			
平成2年度	0	0	0	49,970		21,	124	0	39,701			
平成3年度	0	0	0	49,970		21,124 43,657 10,000 10,000 23,000		43,657		0	83,358	
平成4年度	0	0	0	49,970		10,0	000	0	93,358			
平成5年度	0		14,000	35,970		10,0	000	0	103,358			
平成6年度	0	0	0	35,970		23,0	000	0	126,358			
平成7年度	0	989	0	36,959		15,000		0	141,358			
平成8年度	0	789	0	37,748		0		0	141,358			
平成9年度	0	199	0	37,947		()	0	141,358			
平成10年度	0	0	0	37,947		0	0	0	141,358			
平成11年度	0	0	8,000	29,947		0	0	0	141,358			
平成12年度	8,111	0		38,058		0	0	0	141,358			
平成13年度	0	0	16,000	22,058		0	0	0	141,358			
平成14年度	24,000	45		46,103		0	0	0	141,358			
平成15年度	2,028			48,131	3月補正予算	0	0	7,000	134,358	3月補正予算		
平成16年度	20,000			68,131	見込み	0	0	52,245	82,113	見込み		

参考 平成16年度当初予算案 予備費

岸本町 14,957,000 円

溝口町 11,000,000 円

専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググルー	- プ名	小中学校の通学区域		責任者	橋谷 邦厚
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務	事業の取扱い	25-36 小中学校の通学区	域	備考			
連番	岸本町		溝] 町		課題・問題点		調	整方法
1	知させ、また、特定校への集中を避け、学校の収容力のバランスを保持することを目的とする。 【内容等】 町立小学校について、下記の住所地により地域区分(通学区域)を定めている。ただし、教育委員会において相当と認めた時は、別に入学又は在学すべき学区を指定することができる旨定めている。 「中本小学校 上細見 立岩 吉定 岸本 押口 吉長 遠藤 小町 小野 大殿 坂長 岩屋谷 清原(字草田・上草田を除く。) 八郷小学校 小林 丸山 須村 大原 真野 番原 福岡 久古 口別所 清原(字草田・上草田に限る。) 「中本中学校 全域(通学区域の定めなし)	を予校【 (て定 溝 二 福定住収容立学当る 小小小分をに力】中域認と 校 校 を校 校 をたで 耳山 部	学でさう に定時き コー中 『	まの住所地にのは が就校の指標のの が就校のの のはでするの のでででででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででででできる。 でででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででででできる。 ででででででできる。 でででででできる。 でででででできる。 でででででできる。 ででででででででできる。 ででででででできる。 ででででででででででできる。 でででででででででできる。 でででででででででででできる。 ででででででででででででででででででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	通学区 くれで それ で すがが 対が 2 通学区 ないが、	通学区域の変更の必要性についでは、法令上の定めについては、法令上の定めれては、法令上の注意を踏まえ、の地域の実態を踏まえていています。特にある。はの定めについてである。はの定めについては、満口町には通学区域の定めの通学区域のでは、一次には一学校の通学区域の定めにある。	世 は は で で は る い て に で に で に で に で に で に で い で に で に で に で	こついては合併 ごし、岸本中学 日岸本町の区域 校の統合整備 検討するものと 参考) を方法は教育委 でで、15年	学校の通学区域について 域を通学区域として定め については、新町にお でする。)

18

協議会提案事項

通学区域

専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググルー	- プ名	学校教育事業	責任者	三宅 祐志			
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務	事業の取扱い	25-37 学校教育事業	備考						
連番	岸本町	口町	課題・問題点				調整方法				
1	心身に障害のある児童生徒のために、特殊学級を設置する。 【内容等】 ・岸本小学校 知的障害学級2名(4年生) 担当教員1名 肢体不自由学級1名(4年生)担当教員1名 介助員1名 (町単独雇用臨時職員) ・岸本中学校 知的障害学級1名(3年生) 担当教員1名 特殊学級の編制(学校教育法第75条)	【内容等】 ・溝口小学校 ・溝口中障害が校 学書が 特殊学校 等等 が は い の の は の の は の の は の る で の で で で で で で で で で で で で で で で で	5 る児童生徒の 記学級 1 名 (2 学級2名(1·2年 記学級2名 (1· 制(学校教育) 精神薄弱者 の他心身に障	ために、特殊学級を設置する。 年生)担当教員1名 生) 担当教員1名 2年生 担当教員1名 法第75条) 肢体不自由者 身体虚弱者 害があり、特殊学級を置くこ	2 岸本町に	持殊学級の編制が異な には肢体不自由学級が 時職員1名を配置して	あり、介助員	調整方法 岸本町	町に引き継ぐ。 は教育委員会協議済 平成16年2月20日 平成16年2月19日		

協議会提案事項

障害児教育 19

専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググルー	プ名	社会教育事業		責任者	大下 修一
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務	事業の取扱い	25-39 社会教育事業			備考		
連番	岸 本 町	•	溝 口	町		課題・問題点		調	整方法
1		自覚目で	もに、相互の親師 に、相互の表 に、こことを目 にることを にることを にる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	「外転出者のうちの希望者 気台帳から抽出 引のレストランで実施。 円程度(飲み物込)	てい。 2 実施 協議 3 合同: するが	コンサートを溝口町では実施の場合、式典会が、協議が必要。	施していな 町単位で別 実施するか 場をどこに	合同実施とし、合作	并後に一元化で調整する。

協議会提案事項

成人式 20

	行政現況調書調整一覧表							協譲	会提案事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググルー	·プ名	社会体育事業		責任者	中島寛	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務	事業の取扱い	25-40 社会体育事業		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町 課題・問題点					調整方法		
1	オールジャパンジュニアトライアスロン に関すること 【目的】 トライアスロン競技をとおして青少年の健全育成を図るとともに、「緑と清流の町」岸本町の文化、産業、観光等を広く全国へ紹介する。 【内容等】 オールジャパンジュニアトライアスロンin岸本大会の開催(運営方法) ・大会実行委員会を組織して大会を開催している。・大会の運営費は、町補助金・企業からの協賛金・参加費等である。 (大会概要) ・小学生を対象としたトライアスロン大会としては全国最大級。 ・平成7年から開催し、平成15年度第9回大会を実施。・毎年8月下旬に岸本町総合スポーツ公園を会場に開催。・大会運営に約100名の町民を主とする(ボランティア)が参加。・大会参加者は250人~300人程度。・参加費 Aクラス(小学1・2年生)3,000円 Bクラス(小学3・4年生)3,000円 Cクラス(小学5・6年生)3,000円 Dクラス(小学生1名以上を含むリレーの部)7,000円				なし。		現行	どおり新町に引	き継ぐ。	
2		【 産【 大対開運 参 大 対 開運 参 大 対 開運 参 大 対 開運 参 大 対 開運 参 か 学 年 口 小 桝 溝 80名	とおして、桝水高県内外へ紹介する く開発リーゼンス 全生~一般(町内 51月末 1町・桝水スキーク いる。町及び町 マ学生1,000円 に開発リーゼンス 1町観光協会補助	ラローム大会(第35回) 外) クラブ共催により実施運営 観光協会から補助金支出。 原校生以上2,000円 ラローム大会補助金500千円	なし		· 現名	テどおり新町に	引き継ぐ。	

21

社会体育

岸本町・溝口町合併協議会 第14回会議 参考資料

3

1.事務事業調整書面報告(事務レベル調整)	
行政現況調書調整一覧表(一般職員の身分の取り扱いについて)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ~
行政現況調書調整一覧表(各種事務事業等の取り扱いについて・下水道事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

行政現況調書調整一覧表

	行政現況調書調整一覧表								専門部	『会長専決事項
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の耶	扱い 責任者			岡田安路
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	各種事務	事業の取扱い	١		•	備考			
連番	岸本町		溝 口 町 課題・問題点					調整方法		
1	職員退職手当組合、市町村職員共済組合及び市 町村職員互助会に関すること 一般職の職員公務災害等について定める。 加入団体等 公務災害補償 地方公務員災害補償基金 退職手当 鳥取県町村職員退職手当組合 共済組合 鳥取県市町村職員共済組合	退職手当組 職員互職 団の職 団の事 関のない で で で で で が き の の の の の の の の の の の の の の の の の の	合、南町村駅 に関第 務災 基金 補償 乗 当組 員共済組合	戦員共済 と Oいて定	組合及び市 同じである	司じ団体に加入し取扱いが 3		現行	のまま新町に	こ引き継ぐ
2	職員の公務中及び通勤中の災害に対して、公務 災害補償基金より費用補填する 地方公務災害補償基金に加入 (地方公務員災害補償基金鳥取県支部(事務局 県職員課)) 主な事務内容 (1)基金負担金の計算及び支払い 概算負担金報告書及び概算払い(前年度分) 概算負担金報告書及び概算払い(前年度分) 9月中旬 (2)公務災害及び通勤災害の請求 職員の公務中及び通勤中の災害に対して、公務 災害補償基金へ	補償基金 情務公課務基担担 所の金金金 会事員)容負報報 の会員報報 ののののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	び び 通 動 間 間 間 間 は に 基 に 基 に 基 に 基 に る な る み み の み の み の の の の の の の の の の の の の	する 入 景取県支 び支払い 払い(前 よの請求	部(事務局 問題点 7 月上旬 年度分)	îU		現行	うのまま新町に	こ引き継ぐ

一般職身分 1

	行政現況調書調整一覧表						専門部	公会長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い			責任者	岡田安路	
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	各種事務事業の取扱い		備考					
連番	岸本町	溝 口 町		課題・問題点			調整方法		
3	所関の音体院 嘱託職員及び臨時職員の労働保険(労災保険及 び雇用保険)の手続き 常時勤務する嘱託職員及び臨時職員が加入 (1)雇用保険の加入・離脱届出事務 雇用保険の加入届 添付書類:出勤簿の写し、雇用保険証 雇用保険の離脱届(離職票の賃金台帳、出勤簿 の写し (2)労働保険料の概算及び精算と当該年度の (2)労働保険料の概算及び精算と当該年度の 概算申告書を提出 添付書類:被保険者全員の賃金台帳(確認のた 概算申告書を提出 添付書類:被保険者全員の賃金台帳(確認のた 概算申告書を提出 添付書類:被保険者全員の賃金台帳(確認のた 概算申告書と提出 添付書類:被保険料又は概算保険料を振 が) 申告書提出後、精算保険料又は概算保険料を振 が) 申告書提出後、精算保険料又は概算保険料を振 が) 申告書提出後、精算保険料又は概算保険料を振 が) 申告書提出後、精算保険料と表を終発理一任で予算する (3)予算の組み方 事業主角切会をを終発理一任で予算します。	が雇用保険)の手続き 常時勤務する嘱託職員及び臨時職 (1)雇用保険の加入 雇用保険の加入 雇用保険の届 添付書類:出勤簿の写し、雇用保 雇用保験の離脱届(離職等) を付書類:雇入通知(野及び間 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののでででででいる。 ののででででいる。 ののででででいる。 ののででででいる。 ののででででいる。 ののででででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののでででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののでででいる。 ののでいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののでいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいる。 ののででいるのでいる。 ののででいるのでいる。 ののででいるのででいるのでいる。 ののででいるのででいるのででいる。 ののででいるのででいるのででいるのでいるのででいるのでいるのででいるのでいるので	職員及び臨時職員の労働保険(労災保険及 用保険)の手続き 勤務する嘱託職員及び臨時職員が加入)雇用保険の加入届 書類:出勤簿の写し、雇用保険証 保険の離脱届(離職票の手続き) 書類:雇入通知(写)、賃金台帳、出勤簿 し)労働保険料の概算及び精算 5月末までに前年度分の精算と当該年度の申告書を提出 書類:被保険者全員の賃金台帳(確認のた 書提出後、精算保険料又は概算保険料を振 概算分に対して過不足分を翌年度精算する				合併後、一元化を図る (予算の組み方は岸本町の例により、一括、一般管理費に計上する。ただし、補助事業支弁に係るものについては各事業に計上する。) (控除後の本人負担分の保険料の会計処理は、「歳計外」により取り扱う。)		
4	鳥取県市町村職員共済組合・互助会に加入 主な事務の内容 (1)市町村共済組合の加入、変更、離脱届事務 随時 (2)市町村共済・互助会各種保険事業・福祉 事業等の届事務 随時 (3)共済組合・互助会負担金の各種報告、支払 毎月 (4)共済組合貯金事務 職員の貯金引去り、共済組合の報告書の作成 毎月、期末手当時 (5)共済組合貯金事務	値時 (2)市町村共済・互助会各種保 事業等の届事務 値時 (3)共済組合・互助会負担金の	更、離脱届事 険事業・福祉 各種報告、支 問題点なし			玗	見行のまま新町に	三引き継ぐ	

一般職身分 2

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	台	ワーキンググ	ループ名	ノープ名 一般職の職員の身分の取扱し				岡田安路
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考						
連番	岸本町	溝 口 町			課題・問題点				調整方法		
5	嘱託職員及び臨時職員の社会保険の加入、離脱等 (1)社会保険事務所への加入・離脱等の手続き 異動日から5日以内に、社会保険事務所へ届出 (2)社会保険料の支払い 個人負担分 賃金より毎月控除(控除一覧を作成し、各課に配布) 事業主負担分 一般管理費より一括支払い(事業により、各事業費目から支出する場合もある) 月末に出納室が個人負担分と事業主負担分とを合算し、社会保険事務所へ振込み(納付書は社	社会保険 嘱託職員及び臨時職員の社会保険の加入、離脱等 (1)社会保険事務所への加入・離脱等の手続き 異動日から5日以内に、社会保険事務所へ届出 (3)社会保険料の支払い 個人負担分 賃金より毎月控除(控除一覧を作成し、各課に配布) 事業主負担分 一般管理費より一括支払い(事業により、各事業費目から支出する場合もある) 月末に出納室が個人負担分と事業主負担分とを合算し、社会保険事務所へ振込み(納付書は社会保険事務所から送付)			問題点 健康保険法による事務のため問題点なし 課題 予算の組み方が両町で異なっているため統一が必要			(予 り、 た <i>t</i>	合併後一元化を図る (予算の組み方は岸本町の例により、一括、一般管理費に計上する。 ただし、補助事業支弁に係るものに ついては各事業に計上する。)		
6	職員の安全及び衛生に関し、調査審議するため の委員会 委員会は ・衛生管理者 ・衛生推進者 ・産業医 ・職員で安全及び衛生に関し、経験を有する者	受員会 員会は 耐生管理者 耐生推進者 産業医			議するため	なし			現	テのまま新町に	引き継ぐ

専門部会長専決事項

ワーキンググループ名 下水道事業(事務関係) 専門部会名 建設水道部会 責任者 小村恵吾 責任者 井本達彦 各種事務事業の取扱い 備考 合併協定項目 25 - 30 下水道事業 連番 本 田丁 町 課題・問題点 調整方法 1 供用開始区域の決定及び告示 供用開始区域の決定及び告示 住民への周知及び意見を聞くため、公共下水道が整備され 住民への周知及び意見を聞くため、公共下水道が整備され た区域の供用開始の公告縦覧を行い、早期下水道の接続を図した区域の供用開始の公告縦覧を行い、早期下水道の接続を図 下水道法に基づく事務であり、同一。 |現行のまま新町に引き継ぐ。 課題・問題点なし。 *供用開始しようとする区域の決定 供用開始年月日、区 *供用開始しようとする区域の決定 供用開始年月日、区 域等について公示(期間2週間) 意見等の調整 供用開始 域等について公示(期間2週間) 意見等の調整 供用開始 2 排水設備、水洗便所改造工事計画の審査及び完了検査 排水設備、水洗便所改造工事計画の審査及び完了検査 **非小設備、小流使所以這工事計画の審直及び元「快車** 排水設備が基準どおり適切に計画されているか、審査及び 課題・問題点なし。 排水設備が基準どおり適切に計画されているか、審査及び 現行のまま新町に引き継ぐ。 検査を行う。 検査を行う。 供用開始区域内の住民より提出された「排水設備、水洗便 供用開始区域内の住民より提出された「排水設備計画確認 所計画確認申請書」の内容審査を行い、「排水設備申請確認|申請書」の内容審査を行い、「排水設備確認書」を発行し、 済証」を発行し、工事の着手を許可する。 工事着手を許可する。 排水設備等の工事が完了し、申請者から「排水設備等工事 排水設備等の工事が完了し、申請者から「排水設備工事完 完了届」により工事を施行した指定工事店、申請者の立会い 了届」により工事を施行した指定工事店、申請者の立会いの の上で工事完了検査を実施する。 上で工事完了検査を実施する。 3 除外設備の設置指導 除外設備の設置指導 水質汚濁防止、施設の機能低下を防ぐため、特定事業所か 水質汚濁防止、施設の機能低下を防ぐため、特定事業所か らの下水の排除の制限を行うもの。 らの下水の排除の制限を行うもの。 溝口町の農業集落排水施設の設置及び管 |岸本町の例をもとに合併時に一元化 下水道法及び岸本町公共下水道条例・岸本町農業集落排水 下水道法及び溝口町公共下水道条例により、基準値を超え|理に関する条例には、この項目がない。 する 施設の設置及び管理に関する条例により、基準値を超える汚 る汚水を排出する事業場に対して、除外施設設置指導を行 水を排出する事業場に対して、除外施設設置指導を行う。 現在、飲食店、美容院等で設置。 現在、飲食店、美容院等で設置。

専門部会長専決案件

下水道